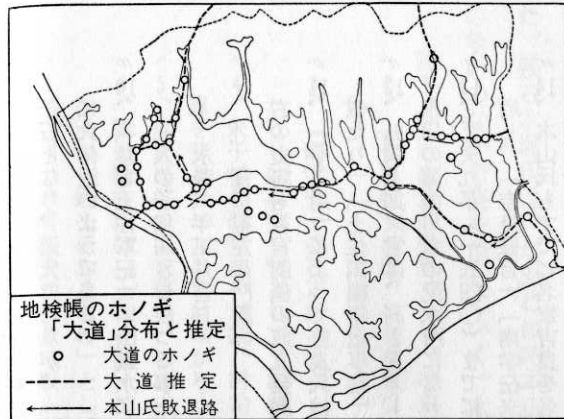


長宗我部、本山両氏の争覇

長宗我部、本山両氏の争覇 本山氏が南下して朝倉城を占拠、ついで吉良氏を滅ぼした後、さらに吾南平野および高東平野より一條氏を駆逐し、ついに浦戸城（高知市）にまで進出したことは前述したが、本山氏の土佐国中央部支配も長くはなかった。有為転変の激しい戦国時代であったから



である。永禄年中ついに本山氏は西から一條氏の反撃をも受けたが、とくに東よりの長宗我部氏の攻撃は急激かつ苛烈であって、本山氏の敗退となり、土佐国中央部は完全に長宗我部氏の手中に帰する。主として左表に示すように、この争覇戦は永禄前半のことであった。本山氏の抵抗反撃も強烈であって、両者の激突した永禄三年（一五六〇）五月の長浜の戸の本、同若宮における戦いは、戦国武将長宗我部元親、親貞兄弟の初陣であり、また同五年（一五六二）九月の朝倉、神田、鴨部（以上高知市）の戦いも、激烈を極めたものであった。本山氏に勝って、長宗我部氏ははじめて土佐一国を手中に収めることができたのであって、いわば武将長宗我部元親の試金石であった。以下一覽表を見ることにしよう。

弘治二年（一五五六）長宗我部国親が、本山麾下の秦泉寺掃部（かもん）を敗亡させたのが衝突の開始であるが、両者とも一時慎重で動かなかった。その後

- 永禄三年（一五六〇）頃、本山勢浦戸湾にて長宗我部氏の粮運船略奪、衝突開始。
- 同 同 国親長浜城を陥れる。
- 同 同 長浜雪隠寺前戸の本の戦い、元親初陣。
- 同 同 長浜若宮の戦、親貞奮戦。
- 同 同 本山茂辰浦戸城退去朝倉城に入る。
- 同 同 潮江、国沢、大高坂（以上高知市街部）長宗我部氏に降る。
- 同 四年（一五六一）頃井口、比治（高知市西部）長宗我部氏に降る。
- 同 同 吾南各地長宗我部氏に降る。
- 同 同 大黒一族朝倉庄（高知市朝倉）の麦を薙ぐ（焼却）。
- 同 同 本山氏吉成与三郎をして恋の森城（高知市）を守らしめる。
- 同 同 本山麾下の神田、石立（高知市西南部）の城主ら敗走する。
- 同 同 朝倉城下および鴨部、神田にて本山、長宗我部激突、勝敗決せず。
- 同 五年（一五六二） 本山茂辰朝倉城を焼却、領家（高知市）をへて本拠本山城（本山町）に退去。
- 同 六年（一五六三） 本山氏の一部隊一宮庄（高知市）を焼打、土佐神社炎上する。
- 同 同 長宗我部氏本山城攻撃、本山氏ついに本山城を退去、北方瓜生野（本山町）に籠る。
- 同 七年（一五六四） 元龜二年（一五七二） 本山氏降伏、滅亡。

以上は主として、「土佐国編年紀事略」によって整理したものであるが、その間長宗我部国親はまず永禄三年（一五六〇）六月死去、また本山茂辰も同六年頃（一五六三）敗戦の痛憤の中で死ぬる。本山氏はまた同三年（一五六〇）蓮池城（土佐市）を一條氏に奪回される。一條、長宗我部の合意によったもので、本山氏は腹背に敵を受け

たことになる。長浜敗北ですでに士氣沮喪した本山勢は、一條勢に対し、「防がんとする兵一人もなく我先に我先にと落行きける」「古城伝承記」という。もっともこれは多少本山に対しては不当であり、長浜城あるいは朝倉城付近の戦いは、土佐戦国期最大の激戦であり、長宗我部氏をいたく苦しめたものと云えよう。長浜戦後の国親の死も無関係とは思われない。

さもあらばあれ本山氏は、三カ年の死闘の後、ついに朝倉城を放棄退去した。その原因の一つに、吾南地方の生産力豊かな農村の失陥があったのではなからうか。以下いよいよ春野地方に焦点を絞って、本山氏退去の姿を追ってみよう。主として永禄四年（一五六一）のことであった。

本山氏吾南を失なう 吾南地方の、当時における動きを伝える貴重な史料が四つある。いずれも原史料はすでに無いが、「土佐国編年紀事略」等に、採録されたのは好運であった。また軍記物にも「土佐物語」等若干伝えられたものがある。これらを勘案して綴ることにしよう。まず日付に従って、

名字の事橋本に任候。弥虎口心懸肝要に候也。

永禄三年七月十二日

茂 辰

橋本甚兵衛とのへ

これは「土佐国蠹簡集」に収められたもので、所蔵者は秋山村庄屋であった。また七月といえは、長浜合戦から二月たらずである。「虎口」とあるように、吾南平野には、長宗我部氏の勢力が本山氏を圧してひしひしと迫っている。本山茂辰は家僕を武士に召し出し、秋山城の防戦を令したものである。つぎに、翌年になれば、

連々機遣比類無く候。然は弓箭存分の上にて、一町五段扶持すべく候。弥忠節仕るべく候者也。

永禄四年三月十五日

元 親

堀内九郎右衛門かたへ

この文書は東諸木村庄屋堀内市之進所蔵で、「土佐国編年紀事略」の筆者は、この時点で「元親東諸木まで蚕食し、芳原以西はまだ茂辰に従へり」としている。右の堀内九郎右衛門は東諸木城一砦一主と考えられ吾南の風雲はいよいよ急である。これを受けて立つかのように奇しくも同日付で、

光清定番仕るべき由比類無く候。褒美として五段申付くべく候。弥心懸肝要に候也。

永禄四年三月十六日

茂 辰

堀内源左衛門との

また、

光清定番仕るべき由、比類無く候。褒美として、六段申付くべく候。弥心懸肝要に候也。

永禄四年三月十六日

茂 辰

島田善左衛門とのへ

右の「光清」城は「土佐国蠹簡集」によれば、「吾川郡吉原村に在り、善左衛門は九左衛門祖父也」とある。この地東諸木、芳原の境界が同時に本山、長宗我部両勢力の境界であった。

こうした両勢力必死の対立の中で、雀が森城主高橋竜岐守（一説徳弘円也）も没落したと思われるが、永禄三十五年（一五六〇〜六二）と年は過ぎたが、その間両勢力の小競合いは間断なく続く。「さる程に爰の乱妨、彼処の放



雀が森城跡(東諸木)

火、苗代返し、菊田、麦薙、鉄砲の競合、永禄三年より同五年に至る迄止む時なく、死生存亡を宗とする程の軍はなけれども、吉良(本山)は日に添へて衰へ、長宗我部は月を随って猛威を振ひけり」「土佐物語」と結局は本山に不利であった。

茂辰は大勢止むをえずと慎重で、弘岡村だけは死守する方針であったが、子の将監親茂はこれを快よしとせず、すでに長宗我部に従った芳原、森山、秋山を奪回すべく決心、まず秋山城を攻撃する。「土佐物語」には

夜討に馴れたる兵四百人勝りて、二百人をば秋山の寄手とし、二百人をば後詰の手当として、笠符を一樣に付けさせ、合詞を約束して、夜既に二三更の程なりければ、秋山の城へ押寄せ、二百人同音に鬨を吐と作る。城中大きに震動して、馬よ物具よと轟く程に、暗さは暗し分内は狭し。馬放れ人騒いで、手負ひ討たる者数を知らず、我先にと逃げふためきて、生捕らるる者も多かりけり。頓で城に火をかけ、勝鬨を上げて、吉良の城へ引取りける。

と秋山城陥落の様を伝えている。弘治三年(一五五七)の森山城陥落につぐものである。なお同書には、すでに長宗我部氏に従った木塚左衛門太夫が所用で浦戸城に立ち越し、帰途秋山城陥落の混乱の中で、敗兵より木津賀城も焼き落されたと聞いたが、勇を鼓して帰城、焼き落されたことは誤信であったと知る。木津賀城は攻撃を免かれたものである。もっとも木塚氏のその後についてはほとんど語るものがない。さてこの報せを受けて長宗我部方では、ただちに部隊を編成、元親の弟親貞を大将に、千三百余で本山氏の拠点吉良の城を攻撃する。本山方も準備怠りなかったので、両者はここに激突する。「土佐物語」には

さる程に両方の軍勢弘岡の野に打臨みて、敵三度鬨を作れば味方も鬨の声を合す。馬の足に障る草木もなき平々たる広き野に、両陣相懸りに懸りて、一所に颯と入乱れ火を散らしてぞ戦ひける。汗馬の馳進ふ音、太刀の鏗音、矢叫びの声山野彦に答へて夥し。辰の刻より未の終まで十七ケ度の駈合に両方に討たる兵八百余人、疵を蒙むる者数を知らず。両陣互に戦ひ屈し相引に引退き、城兵は城に入れば寄手は陣を取り、帷幕の内にぞ休みける。其後は互に弓鉄砲軍にて掛合戦はな

かりけり。

右の本山、長宗我部の弘岡合戦あるいは秋山城陥落も、「土佐物語」のほかにはこのように具体的に伝えられていない。古戦場と伝えられる場所もなく、したがって日時もまたまったくわからない。しかしながらおそらく有りえたことであろう。「古城伝承記」には、多少違いがあるが、左のようにこの時点での吾南の動きを伝えてい

る。本山勢が長浜で敗軍、茂辰が朝倉城に退去した時、吾南は大いに動揺したので、一挙に併呑を志した元親は、永禄三年(一五六〇)五月岡豊を出陣「長宗我部左京進、江村小備後を先手として、吾川郡木塚の城へぞ押寄せける。城主左衛門太夫出向ひ、勇を振ふといへども多勢に無勢、叶はず人質を出して降参す。其外秋山、森山、西畑、仁野村等の城々皆責伏せられ、腹を切るもあり、明けて隆参するも有て向ふ者あらざれば、直ちに吉良へ押寄せ、一日一夜息をもつが攻むれども、本山の一族多勢にて籠りしかば、固く守て降らず。元親城の躰をかんとくし、一旦此陣を引くべしとて責口を開き、森山には富家刑部を入置き、秋山、吉原、木塚にも加勢を差置き帰陣に赴かる」としている。両者を勘案すれば、秋山城夜襲は別にして、弘岡における両軍の合戦はあったと思われる。本山勢が、最後の弘岡から敗退した時点はいつであったらうか。おそらく朝倉城の攻防戦のために、全力を集中する必要から撤収したものと考えられるので、永禄五年(一五六二)八月頃のことであろう。それはとにかくに、天文―弘治―永禄と約二十年にわたった本山氏の吾南支配は終わり、長宗我部支配に移ることになる。この間、吾南平野には北から西から東からと戦いが持ち込まれた。その激動に国人吉良、森山、木塚等の没落とともに、名主層でもその姿を失なったものも多い。地検帳に出た知行者―給人を見れば、激動した在地の状態は明らかである。戦場の冒険に賭けて成功した者、挫折した者、戦乱の思わぬ犠牲になって家族、家財を失なった者等伝えられたものはないとしても、そこに起った悲劇は数多かつたことであろう。

以下吾南地方が長宗我部支配下に、どのような道を歩んだかに移ることにしよう。長宗我部支配下にも吾南には、長宗我部吉良氏を中心にまた多くの悲劇が生れている。

### 長宗我部吉良氏の興亡

**吉良左京進親貞** 実は元親の弟である。永禄三年（一五六〇）五月の長浜若宮の戦以来、元親とともに戦国武将として長宗我部氏家運隆盛の基を築き、ついに本山氏朝倉城退去、吾南完全征服の時点で、本山氏同様吉良を称し、吉良左京進親貞と名乗って弘岡村等を支配する。「土佐国編年紀事略」には

同年（永禄六年）長宗我部左京進親貞を以って弘岡村吉良の城主とす。是より改めて吉良左京進親貞と称す。

として、永禄六年（一五六三）のこととする。また同書はこれを、翌年の香美郡前浜村（南国市）伊都多神社の棟札に、吉良親貞とあるのによって傍証している。本山氏退去後の迅速な支配体制の整備である。

ところで親貞は、弘岡村のほかに吾南地方で相当の所領を与えられたようであるが、これは親貞の蓮池城調略後とも考えられるので、以下まず親貞が謀略を用いて蓮池城を乗っ取ったことについて語ろう。

仁淀川を挟んで、一條氏と長宗我部氏が本山氏退去後、なお七年間平和を保ったことは不思議とも思われるが、これは長宗我部氏が東に安芸氏と対立したからである。永禄十二年（一五六九）安芸氏の滅亡によって、新しい一條、長宗我部関係は生まれる。すなわち同年十一月の謀略による蓮池城乗っ取りである。「元親記」によれば、はじめ元親はこれに乗り気でなかったようであるが、統一への気運はすでに高まっている。謀略を好むことは元親として同様である。かくて親貞は、蓮池城内の一條氏の番士の中に甘言をもって裏切者をつくる。平尾新十

郎（佐渡）、土居治部（肥前）、冲弥藤次（加賀）である。ついに「謀叛相究め引入れの日限申定め、狼烟をしるべに弘岡より人数をあひ渡し、元亀元年十一月六日の夜蓮池の城を取り、残る者皆戸波を差して落行く。其後戸波の城を攻落し城中の者命を助け、名越坂を限り送り捨てたり」「元親記」として、ほとんど無抵抗で高東平野を占領する。一條氏の守兵にも土佐の大勢は判明し、戦意をすでに喪失していたからのもある。

本山氏退去、一條氏の蓮池城放棄と相まって定まった吾南の支配状態は、地検帳からよく読み取られる。もともと弘岡村は慶長二年（一五九七）検地で、長宗我部吉良氏はすでに滅亡して、その姿は止められていないが、この地域は、もとより長宗我部吉良氏所領の中核であった。そのほかにまず「吾川郡下分七名御地検帳」には、

テキ地  
一所壹段四十代 下昌

柳瀬村 吉良九郎兵衛給  
弘岡御分

として、現在の伊野町三瀬地区は、全部「弘岡御分」すなわち長宗我部吉良氏の所領である。また現在の伊野町伊野地区についても

弘岡分伊野村地検帳

とあって、天正十六年（一五八八）検地当時「長宗我部吉良氏滅亡前」には、「弘岡分」すなわち長宗我部吉良氏の所領であった。これに隣る八田村については、右のように明快に示すものがないが、同地が前記三瀬、伊野地区同様に慶長二年（一五九七）に再検地されている点から、この地も長宗我部吉良氏の所領と考えるものである。さらに春野地方については「吾河郡仲村郷喜津賀西分地検帳」に、

マスイ  
一所壹反卅代 出十六代一分  
上やしき

左京進殿御分

西分マスイノ村 万々う  
万々分  
同領 植田

とあるように、「左京進殿御分」すなわち長宗我部吉良左京進の所領である。また喜津賀東分についても、

ヲモヤ前四十五代地  
一所參拾五代<sub>中</sub>屋敷

東分内谷<sub>中</sub>宮人給  
左京進殿御分  
同し居

と西分と変りがない。かつて木津賀古城にあった木塚左衛門太夫は没落し、その所領がこうして弘岡村同様に、長宗我部吉良氏に与えられたものである。

ところで仁ノ村西畑についてであるが、同地検帳の

同しノ南  
一、三拾代<sub>中</sub>出拾三代

同村(仁ノ村)蓮池御正作  
同し(仁ノ村分)

は注意される。蓮池は、前述のように蓮池城に移ったために長宗我部吉良氏が、弘岡様あるいは蓮池様と呼ばれたからであって、このほか同地検帳に「蓮池古市屋敷替藤孫右衛門」あるいは、同地検帳の西畑の分に「大上御分」―蓮池大上であって親貞後室と推定―とある点から、この地方も主として長宗我部吉良氏の所領であったと考えられる。ただ同地に点々と、

クホタ本ハ壹反地東依  
一、四拾貳代四歩勺<sub>中</sub>

同村(仁ノ村)富家出雲守給  
森山分

とある「森山分」は、次に述べるように元親の同じく弟である香宗我部親泰の所領と考えられる。

地検帳の森山分は、森山村、秋山村、甲殿村を含み、前述国人森山氏の旧領であるが、その一筆を取ればたとえば

同し(ウツシリ)西  
一、壹反卅代<sub>上</sub>出廿二代

同(沖大良村)富家出雲守給  
同し(森山分)

あるいは

同し(クサキ谷)ノ北本ハ卅代也  
一、廿五代<sub>上</sub>

同(森山村)中山田吉兵衛給  
同し(森山分)  
本ハ野村彦太夫分

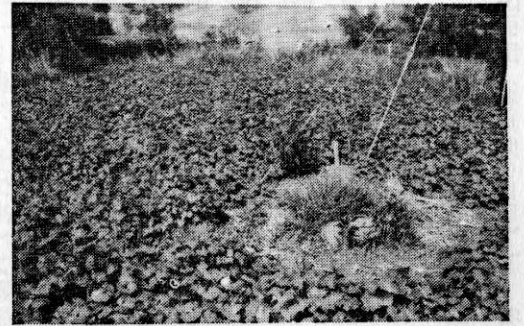
その他「平等寺新右衛門」「入交弥左衛門」「池内肥前」ら香宗我部氏の家臣と見られる給人が多く、香宗我部氏に前述長宗我部吉良氏同様に森山分が与えられたものである。なおこの点に関し、次の「土佐国編年紀事略」の

同年(天正三)十二月三日香宗我部親泰、池内肥前守真武、同真保、富家出雲守秀頼をして、吾川郡森山村八幡宮を造立せしむ。

は、同社の棟札によったもので、同地を香宗我部氏が領有した何よりの証拠と見ることができ。

さて謀略家親貞は、蓮池城に移り高東地区でも所領を得、高東、吾南の総帥となったが、長宗我部氏が天正二年(一五七四)一條兼定を放逐した後、中村城に移る。「長元記」に「一條殿御居城へ平人は恐れ有りとして、則ち元親公御舎弟吉良左京進入城申され、是限りにて土佐一箇国残所なく年々弓矢相続く十三年にて、元親公御存分に相済む所件の如し」と伝えるところである。しかしながら親貞の中村在城はきわめて短期であった。「土佐国編年紀事略」によれば、天正五年(一五七七)年僅かに三十六歳で中村城に死去する。時しも元親の四国征服戦開始早々である。謀略家親貞の死は元親にとって大きな損失であったであろう。長宗我部吉良家は嗣子親実が継ぐ。以下親実の非業な最後を語らねばならない。

**親実の憤死** 親貞の後嗣左京進(新十郎)親実は、父に劣らぬ武將で、早くも元親の四国征服戦に参加、讃岐国引田(香川県引田町)で、秀吉麾下の猛将仙石秀久と対戦する。天正十一年(一五八三)のことで、親実は引田



伝雞冠木弥太郎墓（西分丸山）

の古城を守る秀久の軍勢を、激しく追い立て追い散らしたという「元親記」。元親の四国征服は、秀吉の進攻の前に屈したため、親実らの勇猛も空しくなったが、さらに天正十四年（一五八六）十二月、秀吉の命により豊後国に出陣した四国勢は、同国戸次川畔（天分市戸次）に大敗、元親の長子信親は戦死、元親も辛うじて遁がれるという惨状であった。この時戦死した土佐勢の中に、吉良播磨守がある。この人物の伝記はほとんどわからない。親実の兄か弟であろうか。若くして他郷に戦没したものである。そのほかに、「吾川郡喜津賀東分地検帳」に出る、

同し東地

一、拾四代 下々屋敷

同（東分）同（吉原村）雞冠木給

左 京 進 殿 御分

支配下に、木津賀城をはじめ没落した木塚左衛門太夫の所領の一部を与えられている。その雞冠木氏の一族の雞冠木弥太郎という武士が、吉良播磨守同様に戸次川に戦死している。弥太郎についても伝えるものはないが、芳原と西分の境に近い笠懸の丸山に、村人が今も祭る古い墓が、弥太郎を葬ったものという「刊本南路志」。現地は見晴しのよい丘の上で、周りは甘藷畑に囲まれている。小さい自然石の墓石が数箇固まっけていて、なかにはかやが生えていた。無常迅速の世の姿である。

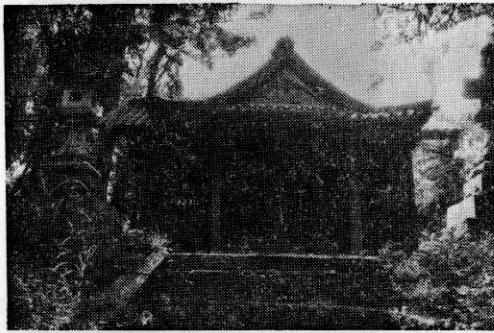
さて戸次川合戦敗北は、長宗我部氏の運命を大きく狂わせる。まず信親死によって早急に後嗣を定めなければならぬ。元親には外に次男香川親和、三男津野親忠、四男盛親とあった。元親は次男、三男が他家を継いだとして、四男盛親を後嗣と定め、これに信親の娘を娶わせる。その年月は明らかでないが、この後嗣決定が長宗我部一門の紛争となり、長宗我部吉良氏ついに滅び去る。

この事件には元親の意を受けて盛親擁立に働いた久武内蔵助親直と、親実との激しい対立も織り込まれ、事件をさらに惨酷陰湿のものとする。もともと親実は剛気かつ粗野な武将、それに元親の甥であり婿であることもあって、勢いに奢るところがあったが、親直はまた家老の最上席として飛ぶ鳥も落とす利権者、とくに元親の信頼する謀将で、政治の才がある。両者の対立は武断派文吏派の対立、一門と吏僚の対立ともとれないことはない。両者の対立がはじめて人目を引いたのは、天正十四年頃（一五八六頃）元親が、秀吉の命による献上の木材を仁淀川畔で伐採搬出した時であった。一説には弘岡付近で仁淀川堤防を構築した時ともいう「勝賀野次郎兵衛討死物語」、仁淀川畔のどこかであっただろう。その鞆当の模様は「元親記」に、

此時内蔵介は黒茶の道服を着て笠を着け、杖を突き川中の木の上に居て人数を遣い居れば、左京進は身軽く出で立ちて弓を持って川滝に居らる。扱左京進今誰にてもぬたをゆく者あらば、一矢持って参らすると川原を走り廻る。内蔵助は左京進を見付けたるや見付けざるや右の出立ちにて居たり。扱左京進祿（征力）矢を取ってつがひしが、いかゞ思はれけむ。其矢をゆるめふくらじんとうを以て、内蔵介が着たる笠をうち破りたり、誠に興をさましたる事なり。

「元親記」の筆者もこのように親実の乱暴を非難する。これに対し、

内蔵介さらぬ牀にて居たる所に、又初の祿矢を取って打つがふ。土居肥前と云ふ者、内蔵介と近く居り候つるが、是を見て内蔵介に申す様、左京進御出でて候が御存知なきか、笠をぬかれ候へと申す。此時内蔵助笠をぬきて左京進へ使者を遣わし、大人数の中にて御座候へば御出でを遅く見付申し候。それへ罷渡るべく候へ共、是にて申付け候はねば成り申さず候間、御免候へと申す。



木塚明神宮(西分増井)

中世吉良を名乗ったものに三つの名家があった。源氏に出ると称する吉良氏は、戦国の争覇戦に敗れ去り、その跡嶺北本山氏が吉良を称したが、その

同書の筆者はこれに続けて、その死を惜しみ「是ぞ長宗我部の果口と皆人眉をひそめけり」と批判している。親実の憤死は、勢力争いに敗れ去った戦国武将の姿であって、手を束ねて諫死した近世武士とは違うものである。長宗我部政権の変質期の危機を示すものと考えられ、儒教倫理を大きく取り上げるべきものとは思われない。

家運の末かや浅まじや。又各も代々の家老として、非道と思ひながら、一言の諫言に及ばず我等に腹切れとの御使、真甲二つに切割き自害せんと思へども、せんなきことなれば恨を死後に報すべしと、血眼に成り脇差取直し腹十文字に搔切られ、首うてよと有ければ半山安之丞かひやく錯しけり。

桑名弥次兵衛、宿毛甚左衛門を召して、左京進に腹を切すべし。今朝掃部介が事を聞いて用心する必定なり。左京進は本身なれば、卒に取懸り不覚をとるなど、究竟の兵六百人左京進屋敷をとりまく、左京進是と見て、心静かに家内の仕置して居たり。桑名、宿毛参りければ左京進出合い申されけるは、某に腹を切らせ玉ふ罪は何事ぞや、桑名承て此間の御諫め御立腹なりと申せば、金言は耳に逆い良薬は口にながしとは是成るべし。御心に応ぜずば御同心なき迄、切腹の科とは何事ぞや。某不肖なれども元親公の御為には甥なり、尊なり、軍忠も莫大なれば実子の如く思ひ給んに引かへて、腹を切れとの御結構

る。梅軒の学統が長宗我部吉良氏にまで続いたとするもので、魅力のある考え方と思うが、戦国武将の心情としてはどうであらうか。

激怒した元親は、まず親実に同調した一族比江山掃部介親興に自刃を命じた後、

定めて御道理有べく候へども、此の左京進は尤と申し度く候へども、天下は六十六ヶ国内には珍敷仰付られると存じ、一ヶ国の主の内にも四国、中国まで一度手に入れ給ふ元親卿ほどの人道妨げ、外には女これなき様に、姪を伯(叔)父の妻に仰付られる段然るべからず。御家は末に成ると憚り乍ら存じ奉ると申し、涕を流し袖を洗ひ、誠に信親白骨再廻(マヤ)を出給ふと存じ、盛親為には弥三郎(信親)殿は兄にてこれなきや、御尤と一道(同)仕られる人一利を立て言上仕られ様と申せば、座中一言の言ふ者これなく(以下略)。

其の段内々左京殿御心指故なり、別して近頃津野御寄合ひ、惣領に孫次郎(親忠)立てらるべしと御肝煎承る。さては疑いなしと申す。

両者の対立は明らかである。片や元親の意志を受けて盛親を擁立、片や兄弟の序列を守って親忠を擁立する。結局は権力争いである。これに対して「土佐物語」を中心に、親実が朱子学の倫理によって反対したとの説があ

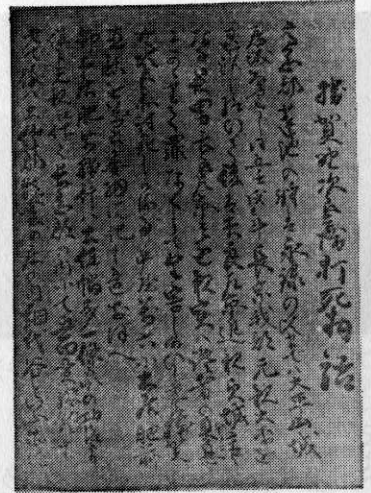
この場合は内蔵介の陰忍によって納ったが、やがて破局の日はくる。この年月が前述のようにはっきりしない。不明の歴史はどこまでも吉良氏に付いて廻るようである。一般には天正十六年(一五八八)十月とされているが、「喜津賀東分地検帳」には「合天正拾七。己丑年二月十日」と検地日付があるのに、左のように、

天神カ谷  
一所言反拾代 出□拾代参歩

東分 内谷村 池寺扣  
喜津賀 左京進 殿 御分  
天神領

とあって、長宗我部吉良左京進親実は健在である。今は何年のことと定める史料を持っていないので、疑問として置くに止める。

さて元親の前述意向が重臣中に申し渡された時、左京進親実は左のように語気激しく反対する「土佐国編年紀事略」所収「津野系図大野見本」。



「勝賀野次郎兵衛打死物語」  
(南路志)

支配は短かく、これに続いた長宗我部吉良氏もまた劣らず短期であった。戦国の姿であろう。長宗我部吉良氏滅亡の、悲憤の歴史にさらに加えられた、土佐の武辺物語勝賀野次郎兵衛の闘死を以下語ることにしよう。

勝賀野次郎兵衛闘死 勝賀野次郎兵衛は高岡郡仁井田郷松葉川村(窪川町)の出身であった。西山晴視氏「勝賀野次郎兵衛」によれば、「仁井田郷地検帳」所収の同郷宮ノ谷の、

勝賀野土の  
一、廿四代 上ヤシキ

土の  
同 上 (勝賀野分)

には、次郎兵衛の父右衛門尉が住んでいたという。「土佐物語」では幡多郡中村出身で、その系譜は身分の低い者としているが、これは矛盾している。とにかく長宗我部氏の高岡郡以西進出によって、長宗我部氏に従い、やがておそらく吉良親貞の中村在城を機会に臣従、ついに蓮池城で屋敷を給せられるとともに、吾南平野でも喜津賀方面で土地を与えられる。すなわち「高岡郡蓮池郷地検帳」の「是より城屋敷分」の、

同しノ西木卅代  
一、廿八代 三歩 上ヤシキ

同 (池ノ縁ノ村) 勝賀野。二良兵衛給  
同 上 (蓮池御分)

右の屋敷に住んでいたものと考えられよう。検地当時はもちろん蓮池様は吉良親実である。また「吾川郡喜津賀東分地検帳」によれば、東諸木村にも

同しノ東前一反地  
一、四拾五代 志歩 上

同 (東分) 同 (諸木村) 勝賀野。次良兵衛給  
同 上 (左京進殿御分)

とあり、そのほか吉良氏支配下の喜津賀、仁ノ村等に所領があった。なお「土佐物語」には、次郎兵衛が検地について功があったとしているので、この土佐戦国期を代表する武辺者は、なかなか尋常一様の人物でなかったようである。

さて親実を切腹させた元親は、ただちに武術練達の土居肥前に命じて、蓮池城を預る勝賀野次郎兵衛の所に送り、上意打によって次郎兵衛を倒して蓮池城を接收せよという。もとより主人を死なせた元親に、おめおめと城を渡す人物ではないとの判断である。土居肥前は蓮池城に向う途中塩見、野中、北代ら四人の加勢を得て、計五人で次郎兵衛屋敷に到着する。これらは「勝賀野次郎兵衛討死物語」「南路志」に記せられたもので、討手の土居肥前の語ったものとなっている。以下次郎兵衛屋敷到着後の凄惨をきわめた死闘の状況を同書によって語ろう。

勝賀野住所は山屋敷にて大道一筋に見える所也。各参るを早々見けるにや、親実には腹を切らせけるとかや。何も存じの所、左京進事元親の甥、聳なるにおかす事なき身を生害させしこと、我生死の残念也。此勝賀野が参りたらは無実。に腹は切らせましきものを、何もは定て此次郎兵衛を討ちに来るべし。去りながら遙々遠路へ参られたれば粥を致しふるまへと申付る。土居申すは元親より仰られしは、左京進には甚だ悪逆有る故切腹致させし也。勝賀野次郎兵衛事領。知相違無く安堵せしむべし。次には左京進城を急度相渡すべしとの命也と申せば、次郎兵衛返答に、左は元親の申さる、や、祿をはむ家臣として主を殺させ生残るべきや、元親は無下に愚なる人かな。飴を以て童を釣るやうなる申され様かなと、怒て刀を抜く。其時我々にも身構えせしに勝賀野申すは、是は進士太郎国光が作れるもの也。此討物を抜合せなば、かたがた何人は限らずには。覚えぬものをとて鞘に治め、又脇差を抜合せなばかたかた五人や十人は。胴切りてすてんと鞘に納め、いまだ二、三寸窓口に見えし時、塩見弥惣御意と云て抜打にしなければ、勝賀野とそと云て塩見の乳の下を胴伐て、反す太刀にて野中源三兵衛をけさに打たおし、其儘庭前へ飛で出る。威は迅雷の震ふが如く、黒煙をたてて北代兩人某<sup>ナカガシ</sup>としのぎをけつり鐙をわり、命を

塵芥に比して面をふらず戦ける。しかへし所へ北代四郎右衛門連やつきけん、木の根にけしとむ所を腰のつがひを伐てはなす。市右衛門甥の敵ごらん有れと竜虎の嘖をなし西風東風戦しが、精神やつかれけん又は計略にや申けん。土居殿我草臥たれば休息するぞ、随分働かれよとて傍へ退て休みけるを、某と勝賀野人ませもせず只式人雌雄を論じ戦ふ所を、後より北代勝賀野が両足を切て放せば、次郎兵衛あをのけに倒れざまに、おのれにぬかるなと云て脇指をしゅりけんに打ければ、市右衛門小腹へ鐙をせめて打込み。兩人一所にはてける。某其儘勝賀野が首を取る。塩見卒尔を仕出し何れも無念に討れたり。

次郎兵衛の最後がこの通りであったとすれば、まことに見事な武者ということになる。ことに戦いの前段の駆け引の巧妙さと、最後の一投は、戦場の冒険に賭けた武者の闘死を飾るに相応しいものである。なお「土佐物語」では北代市右衛門は死んでいない。西山晴視氏は、前掲で次郎兵衛の討手となつて蓮池城に向つた五人の住所等を、地検帳を手懸りにして克明に拾っているうち、北代市右衛門は喜津賀の内谷村に居住していたという。不可解な行動のようである。またこの市右衛門は、後の浦戸一揆として抵抗して戦死した一領具足の一人であつたという。激しい世の変転の中で生きた人間には、後世の者の思い及ばぬ心の動きもあつたことであろう。西山氏はさらに前掲で勝賀野次郎兵衛の闘死は、ずっと後のことで慶長はじめであり、場所も戸波城跡（土佐市）付近ではないかと疑問を出される。「南路志」によつたものである。前掲「勝賀野次郎兵衛討死物語」が、戦記物として後年書かれたものであることから、あるいはこのような疑問も起りうることであろう。

とにかく長宗我部吉良氏は怨を呑んで滅び去つた。そして当時の人びとは、その怨をじかに感じ取る心情を持っていた。そこから亡霊として人びとに怖れられた七人みさきの伝説が生まれる。七人とは宗安寺真西堂、永吉飛弾、勝賀野次郎兵衛、吉良彦太夫、城内大守坊、日和田与三左衛門、小島甚四郎であつて、吉良氏滅亡に殉じた人である。このほかにみなお殉じた人があつたのであろう。七人に限られたのは、亡霊にふさわしい数と思わ

れたからであろうか。うち吉良彦太夫の所領は吾南地方にもあつた。いま春野町西分の増井には吉良親実を祀る吉良明神社がある。社記によれば、近世にいつてもとの家来が祀つたものという。社は小丘の上に森閑として静まり返っている。骨肉の強い絆をも吹きちぎる憎しみは、苛烈な戦国の人びとの宿命であつたであろうか。

## 長宗我部検地と吾南地方<sup>112</sup>

長宗我部氏の天正検地 近世封建社会では検地はもつとも重要な政治であつた。検地によって田、畑、屋敷を捉え、家臣の所領を確定するとともに、農民を土地に緊縛し、これらに対して軍役、年貢、夫役を課し、封建社会を運営するからである。すでに戦国大名も今川氏をはじめ領内に検地を実施したものが少なくない。「土佐物語」によれば、元親の家臣が「昔の検地は、事粗く精しからぬかと覚へ候間、今新に棹を入れ、検知を正され候はゞ、土地の広狭諸士の分限、年貢収納の爲め、宜く候はん」と新しい検地を勧めている。「土佐国蠹簡集」等に出る坪付状（古帳）等は、右の昔の検地を示すものと思われる。したがって、元親が領域拡大を中止し、大閥秀吉の支配下に、土佐一国に固定された領域を持った時、やがて検地はその政治日程に上ってくる。すなわち「土佐物語」によれば元親は、

我れ諸士に、賞祿を心の儘に行ひ、妻子をも安穩に扶持させんと思ひ、四方に発向して軍慮を廻らし、士卒を勞したる甲斐もなく、我さへ只一国の主となりぬれば、諸士に報謝する事も叶はねば、切て国中を検知して郷村を正し、収納を全くせんと年月思ふといへども、公私の物忽に依つて打過ぎぬ。頃日世上静謐なれば、衆議に任せんと思立つ所に、斯る發言は自然に天の示す所なり。此上は評するに及ばずとて、国中検知あるにぞ極りける。



「喜津賀東分地検帳」奥書（高知県立図書館蔵）

では、検地は具体的にどのような行なわれたのであろうか。各地検帳の巻末にはほとんどすべて検地役人の名が記入されている。花押もあって責任の所在も明らかにする。

いま一例として「森山地検帳」巻末記載を示そう。

天正十七年己丑

二月十日

- |       |       |               |             |
|-------|-------|---------------|-------------|
| 杖     | 大さと衆  | 橋川 忠 丞        | 宮地 五良左衛門 花押 |
| 杖     | 同杖    | 竹内 田兵衛        | □ □ □ 兵衛 花押 |
| 杖     | 久佐賀衆  | □ □ 彦 丞       |             |
| 杖     | 尾川衆   | 近 沢 左右衛門尉     |             |
| 畑筆者   | 畑筆者   | 浜 田 八良左衛門     | 花押          |
| 杓田筆者  | 杓田筆者  | 大 黒 与七兵衛      | 花押          |
| 目付    | 目付    | 秦 泉 寺 左 近     | 花押          |
| 森山ヨリ  | 森山ヨリ  | 地 引 森 三良左衛門   |             |
| 喜津賀ヨリ | 喜津賀ヨリ | 地 引 左 近 衛 門 尉 |             |

として、前記家臣の意見具申を好機として検地を実施する。もちろん文飾が非常に多いので、すべてを信用できないが、元親の検地の意図は示されている。

ところで「土佐物語」は、検地をすべて元親の自発的な意志と定めているが、実は元親検地の時点は、秀吉の九州征服成功直後であり、同時に西日本各地で検地が行なわれている。これは秀吉の命令があったからである。「土佐国編年紀事略」の筆者中山巖水はいみじくも、

同年同日（天正一五年九月）秀吉天下の田畝を方量せしむ。是に依て元親土佐国中の田畝を検注して地検帳を作る。

とする。秀吉の命令を示す史料はないが、正しい推定と思われる。かくて長宗我部検地は、秀吉の命令を受けて元親が自己の裁量によって行なったことになる。これは「指出」と呼ばれる検地であって、秀吉の派遣した検地役人による直接の検地ではなく、元親にすべてを任かし、最後にその結果を「長宗我部地検帳」として提出させたものである。高知県立図書館に架蔵される「長宗我部地検帳」山内家所有 原本は、そのうち長宗我部氏が手許においたものと考えられよう。

地検帳には検地日付があり、それによって長宗我部検地を考えれば、まず天正十五年（一五八七）より同十八年（一五九〇）にかけて、土佐一国の惣検地が行なわれる。これが真の意味の長宗我部検地であり、その後慶長二年（一五九七）を中心に、部分的な仕直し検地が行なわれる。吾南地方は奇しくも両方の検地を示す地検帳が残されている。いままず吾南地方の天正の地検帳を一覧表として左に示すことにする。

左の表を見てただちに気付くのは、弘岡村のないことである。これは後述の慶長の検地によって、新しい地検帳ができたので廃棄されたものと思われる。弘岡村同様に二度の検地を受けた吾川郡伊野村等には、両期の地検帳がともに現存しているからである。

帳 名	村 名	検 地 日 付
吾川郡仲村郷森山地検帳	森山、秋山、甲殿、中島	天正一七・二・一〇
吾川郡仲村郷喜津賀西分地検帳	西分、西諸木	天正一七・三・二五
吾川郡喜津賀東分地検帳	内谷、東諸木、吉原	天正一七・四・二
吾川郡仁ノ村西畑	仁ノ村、西畑	天正一七・四・六

日付	検地筆数	検地高
同 二二日	休(雪)	
同 一三日	六五	七・九・二二・三
同 一四日	四三	五・四・一七・一
同 一五日	四九	五・九・二五
同 一六日	二七	三・九・一四
同 一七日	三二	三・九・一〇・一
同 一八日	六七	八・五・二五・五
同 一九日	四〇	五・九・一三・三
同 二〇日	三八	五・八・〇二・三
同 二一日	三三	四・〇・四四・一
同 二二日	五五	七・六・一七・一
同 二三日	四三	五・六・一七
同 二四日	八〇	八・八・三四・四
同 二五日	五九	七・二・四三
同 二六日	休(雨)	
同 二七日	七六	九・七・二三・一
同 二八日	五五	六・三・四九・三
同 二九日	八二	八・四・四九・四

これによれば、最初の二名は指揮者であり、責任者であって、しばしば長宗我部氏の有力家臣である。「杖」とは田地の丈量を行なうもので、各地より出る下級の武士である。「筆者」とはその結果を記録して帳面を作製する者、これも有力者である。またこれらを監視する者は「目付」である。最後の「地引」とは、各村より出て検地の案内役を勤めるとともに、雑用に当たる夫役を準備する。近世は多くは庄屋が勤めたものであるが、この時点ではまだ庄屋役も正式にはないので、庄屋に代る政所等後の地下役であろうか。「森三良左衛門」については同地検帳に、

用成森清ノ西  
 一、志反 上やしき ト有  
 出十九代二分久礼田買地

同 野村帯刀給  
 同 し(森山分)  
 三良左衛門ゐ

とある有力名主層のようである。

こうして各地に派遣された検地役人は、毎日どれくらい分量の検地を行なったのであろうか。同じく「森山  
 地検帳」には毎日の日付が示され、一日一日の検地の高が集計されている。はなはだ一目瞭然である。一覧表と  
 してみよう。

日付	検地筆数	検地高
一月 八日	三六	五町四反四七代三歩
同 九日	六五	九・九・一九・二
同 一〇日	三七	五・九・四六・三
同 一一日	五七	七・三・二九・五

このように、大休慶長二年（一五九七）四―五月にかけて行なわれた。その理由として考えられるのは、吉良左

帳名	村名	検地年月日
大野郷伊野村地検帳	伊野村	慶長二・四・一九
下分御地検帳	賀田、神谷、小野	同 二・四・二一
弘岡地検帳	弘岡中之村、上之村	同 二・四・二六
同右	弘岡下之村	同 右
下分御地検帳	鹿敷、勝賀瀬、楠瀬	同 二・五・一九
八田之村地検帳	八田村	同 二・五・二〇

大休の進捗状況は理解されよう。吾南地方は戦乱後二十六年である。在地は一応落ち付いていたのであろうが、なお田地の権利には問題が多く、検地役人として諸問題に悩まされたのであろう。ことに検地の目的には、たいてい田地の厳しい丈量による年貢、夫役の増徴があった。当然に耕作者の強い反撥がある。その点については、天正検地には伝えられていないが、以下慶長検地については、その点にも触れることにしよう。

**長宗我部氏の慶長検地** 前述したように、慶長検地は天正検地をすでに一度行なった所を、改めて再度検地したものであって、それには相当の理由があったはずである。いま慶長検地の行なわれた地域を見るに、ほとんど吾川郡に限られている。吾川郡の慶長検地の地検帳を示せば、

三―五町	五―八町	八町以上
三日	一九日	八日

地高の場合

四〇未満	四〇―七〇	六〇以上
六日	一九日	五日

他の地検帳の場合もこれと大同小異であろう。なお森山村に検地役人が到着したのは天正十七年（一五八九）一月六日で、翌七日は万端の準備、その翌日から検地開始、三十四日間に雪、雨を加えて四日の休日という精勤振りであった。いま一日の検地量を左表として集計してみた。まず筆数の場合

二月一日	五七	六・五・二〇・一
同 二日	六二	八・三・三六・四
同 三日	八三	一〇・二・四二・二
同 四日	六一	七・一・四六・一
同 〇日	四四	五・六・三三・二
同 〇日	四〇	五・六・三二・二
同 〇日	休(不明)	
同 〇日	九一	一一・一・三五
同 〇日	五三	七・八・三〇
同 〇日	七九	一五・六・〇八

(註、一代=六坪)

